

施策
(- 2 - 1)

学校教育の充実

優先施策16

目的

児童生徒が、心身の健康と、確かな学力を身に付け、夢の実現に向かって努力するとともに、社会に積極的に関わっていただけるようにします。

成果指標と目標値

目標値(平成19年度)

学校生活に満足している児童生徒の割合	81.0%
教育課程状況調査平均正答・準正答率	小学生70.0%
	中学生65.0%
いじめ、暴力行為の発生件数	4.00件
不登校児童生徒の割合(年間30日以上)	1.19%

現状値(平成15年度)

72.6%
小学生68.8%
中学生62.1%
6.08件
1.55%

現状値は「平成14年度県教委調査」において「満足してる」「まあ満足してる」と回答した小・中・高の児童生徒の割合です。「やや不満である」「不満である」と答えた児童生徒の満足度が高まることをめざします。小・中学生を抽出し実施した学力テストの結果です。わかる授業に努め正答・準正答率の向上をめざします。非常勤講師の加配等生徒指導体制の充実などにより、平成14年度の全国平均値(4.1件)を下回ることをめざします。件数は、小・中・高の児童生徒千人当たりの発生件数です。教職員の指導力向上、教育支援センター等との連携促進などにより近年で値の低い平成10年度の割合をめざします。

現状と課題

平成14年度県教委調査によると、平日の家庭学習時間について「ほとんどしない」と回答した児童生徒の割合が小学校1割、中学校3割、高等学校4割となっています。わかる授業を通じて学習意欲を高め、家庭と連携した学習習慣づくりを進め、確かな学力の定着に努める必要があります。

若者の職業観・勤労観が問題になっています。自分の将来の夢や進路に向かって努力することができない子どもたちが増加する傾向が見られ、職場体験などを通じた勤労観の育成などを含む進路指導の充実が求められます。

体力・健康面では、日常生活における運動の機会の減少などによる体力・運動能力の低下、生活習慣病の若年化などの課題があることから、運動の習慣化、食の指導を含めた健康教育の充実などを進めていく必要があります。

また、生活面では、少子化などにより地域での子ども同士での遊びや、地域の人々との活動が少なくなるなど、社会性を育む機会が減少する傾向にあります。地域との関わりのなかで、子どもたちの社会性を高める活動が求められています。

いじめの発生件数は年々減少傾向にあるとはいえ依然として憂慮すべき状態で、人権を尊重し、他者とより良い関係を築く指導を行う必要があります。

小中学校において、不登校を理由に30日以上欠席した児童生徒の割合は、年々増加しており教育相談体制の整備などを一層進めていく必要があります。

教職員については、平成14年度より始まった「総合的な学習の時間」の創設などを内容とする新たな学習指導要領への対応、多様化する生徒指導への対応など一層の資質の向上が求められています。

児童生徒の安全性の確保と社会の変化に対応した教育内容の充実を図るため、老朽化した県立学校の校舎等の改修や情報化等に対応した施設整備を進めていく必要があります。

目的を達成するための主な基本事務事業

主な事務事業

事業名	概要
<p>心身の健康を大切にした教育推進事業</p> <p>〔担当課〕 高校教育課 義務教育課 保健体育課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>〔健康教育の推進〕</p> <p>児童生徒が生涯を通じて健康で安全な生活を送るため、学校教育活動全体を通じて保健教育、安全教育を推進します。併せて健康診断により児童生徒の病気の早期発見、早期治療に努めます。</p> <p>健康教育推進事業 児童生徒の健康管理実施事業</p> <p>「食の学習ノート」の活用、学校栄養職員等とのチームティーチングなどにより食に関する指導を行います。また、研修会等の実施により教員や学校給食関係者の専門的知識や資質を向上し、食に起因する健康課題等への指導力を高めます。</p> <p>学校給食指導事業</p> <p>〔体力・運動能力の向上〕</p> <p>教科体育や運動部活動により、児童生徒の運動に親しむ資質や能力を育て、健康の保持増進や体力の向上を図ります。研修会等の実施により体育教員や運動部活動指導者の指導力の向上を図ります。</p> <p>学校体育指導力向上事業</p> <p>〔心の教育の推進〕</p> <p>児童生徒の豊かな人間性を育むため、教職員の指導力の向上を図り、地域の人材や保護者の参加・協力を得などにより道徳教育を推進します。</p> <p>道徳教育推進事業</p> <p>〔各種関係団体との連携強化と相談体制の充実〕</p> <p>児童生徒の不安や悩みなどの軽減が図られるよう、スクールカウンセラーの配置を行うなど学校の指導体制と教育相談体制の充実を図ります。</p> <p>悩みの相談事業</p> <p>教職員の教育相談に係る資質の向上を図るため、カウンセリング方法研修等を充実し児童生徒への支援体制の強化に努めます。</p> <p>カウンセリング方法充実事業</p> <p>児童生徒の問題行動や、その未然防止に当たっては、学校、家庭、地域、関係機関が一体となったサポートチーム支援システムづくりを行います。</p> <p>生徒指導体制充実強化事業</p>

事業名	概要
<p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>【現在の課題を考える教育の推進】</p> <p>外国人指導助手の招致などによる国際理解教育や情報ネットワークを活用した情報教育、総合的な学習時間における環境及び福祉教育などを推進します。</p> <p>多様な教育活動推進事業</p>
<p>すべての子どもたちの学びを支える取組の推進事業</p> <p>〔担当課〕 高校教育課 義務教育課 教育施設課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>【特別な支援が必要な子どもたちに対するきめ細かな教育の充実】</p> <p>L D（学習障害）A D H D（注意欠陥、多動性障害）等の軽度発達障害を含め、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援が行えるようコーディネーターの養成など相談・支援体制の整備を進めます。</p> <p>学習障害児等への指導体制整備事業 特別な支援のための非常勤講師配置事業</p> <p>障害のある児童生徒が、適正な教育を受け、社会的・職業的自立ができるよう職場実習の実施や相談・指導体制を充実します。</p> <p>特殊教育諸学校進路開拓推進事業 特殊教育諸学校の老朽化施設の整備やゆとりや潤いのある環境を整備します。</p> <p>特殊教育諸学校校舎等整備事業</p> <p>【不登校児童生徒への取組】</p> <p>不登校児童生徒に、ニーズに応じた適正な教育的支援が行われるよう、教育支援センター（適応指導教室）や民間施設等への支援を行います。</p> <p>不登校対策推進事業</p> <p>生徒一人ひとりに対するきめ細かな支援体制を構築するために、大規模中学校の中から研究推進校を指定し、その中学校第1学年に2学級あたり1名の非常勤講師を配置します。</p> <p>中学校クラスサポート事業</p> <p>【経済的負担の軽減】</p> <p>経済的理由により就学（就園）が困難な児童生徒（園児）に対し、県立学校の授業料の減免、就学奨励資金の貸与などにより、経済的負担を軽減し、就学(就園)を促進します。</p> <p>高等学校等奨学事業 就園・就学奨励事業</p>
<p>安全で快適な学校生活のための施設整備事業</p> <p>〔担当課〕 教育施設課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>老朽化により危険性の増大している校舎等の改築により安全性を高めるほか、耐久性を高めるため屋根、外壁の総合的リフレッシュを行います。また、教育環境の改善のため、校舎や運動場などの施設整備を図ります。</p> <p>高等学校校舎等整備事業 校舎等大規模修繕事業 屋外施設整備事業</p>
<p>私立学校・学校法人の支援事業</p> <p>〔担当課〕 総務部総務課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>独自の建学の精神に基づき、時代の要請に応えた特色ある教育を展開する私立学校に対し、教育条件の維持向上に係る経費等への支援を行います。</p> <p>教育条件の維持向上事業</p>